

# 東京都保健医療計画

## (第六次改定)

### (案)

東 京 都

# 誰もが質の高い医療を受けられ、 安心して暮らせる『東京』を目指して



我が国は国民皆保険などの社会保障制度のもと、誰もが、いつでも、どこでも医療を受けることができる医療提供体制を整備し、世界有数の長寿国家となりました。

都においても、安全・安心・良質な保健医療の提供に向けて、がん対策や救急医療、在宅療養など、疾病・事業ごとに切れ目のない保健医療体制の整備や、医療人材の養成・確保等の取組を進めてきました。

今後、都の高齢者人口は更に増加する一方、年少人口は減少に転じることが見込まれており、2040年には、都民のおよそ3人に1人が65歳以上の高齢者になると予測されています。特に、後期高齢者の増加が著しく、医療・介護サービスの需要も増大することが見込まれます。このような中であっても、質の高いサービスを安定的に提供していくことが必要です。

今回の「東京都保健医療計画」の改定に当たっては、いわゆる「団塊の世代」が全て75歳以上となる2025年の東京のあるべき医療の姿を掲げた、「東京都地域医療構想」の実現に向けて、取組の方向性を盛り込んでいます。

都は、この保健医療計画に基づき、高度急性期から慢性期までの医療機能の分化・連携や、予防から治療、在宅療養に至るまでの各段階の取組を推進するとともに、小児や働く世代、高齢者などライフステージに応じた支援体制の充実を図ることで、「誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる『東京』」の実現を目指します。

都民の皆様の一層の御理解と御協力をお願いいたします。

平成30年3月

東京都知事 小池百合子

# 目 次

## 第1部 保健医療福祉施策の充実に向けて

第1章 計画の考え方	2
第2章 保健医療の変遷	7
第3章 東京の保健医療をめぐる現状	
第1節 都民から見た保健医療の現状	10
第2節 保健医療資源の現状	31
第4章 東京の将来の医療（地域医療構想）	37
第5章 保健医療圏と基準病床数	
1 保健医療圏	53
2 基準病床数	56
第6章 計画の推進体制	59

## 第2部 計画の進め方

第1章 健康づくりと保健医療体制の充実	65
第1節 都民の視点に立った医療情報	67
第2節 保健医療を担う人材の確保と資質の向上	72
第3節 生涯を通じた健康づくりの推進	
1 生活習慣の改善（栄養・食生活、身体活動・運動、喫煙等）	89
2 母子保健・子供家庭福祉	94
3 青少年期の対策	98
4 フレイル・ロコモティブシンドロームの予防	102
5 COPD（慢性閉塞性肺疾患）の予防	105
6 こころの健康づくり	107
7 自殺対策の取組	109

第4節	切れ目のない保健医療体制の推進	
1	がん	112
2	脳卒中	139
3	心血管疾患	148
4	糖尿病	158
5	精神疾患	169
6	認知症	185
7	救急医療	194
8	災害医療	208
9	へき地医療	223
10	周産期医療	233
11	小児医療	248
12	在宅療養	263
13	リハビリテーション医療	278
14	外国人患者への医療	285
第5節	歯科保健医療	291
第6節	難病患者等支援及び血液・臓器移植対策	
1	難病患者支援対策	298
2	原爆被爆者援護対策	301
3	ウイルス肝炎対策	302
4	血液確保・血液製剤の適正使用対策・臓器移植対策	305
第7節	医療安全の確保等	308
第8節	医療費適正化	314
第2章	高齢者及び障害者施策の充実	317
第1節	高齢者保健福祉施策	319
第2節	障害者施策	325
第3章	健康危機管理体制の充実	331
第1節	健康危機管理の推進	333
第2節	感染症対策	337
第3節	医薬品等の安全確保	343
第4節	食品の安全確保	346

第5節	アレルギー疾患対策	349
第6節	環境保健対策	353
第7節	生活衛生対策	356
第8節	動物愛護と管理	359
<b>第4章</b>	<b>計画の推進主体の役割</b>	<b>363</b>
第1節	行政の果たすべき役割	
1	区市町村・東京都・国の役割	365
2	東京都の保健所・研究機関の役割	
(1)	東京都保健所	368
(2)	公益財団法人東京都医学総合研究所	372
第2節	医療提供施設の果たすべき役割等	
1	医療機能の分化・連携の方向性	374
2	果たすべき役割	
(1)	新公立病院改革プラン策定病院	379
ア	都立病院	380
イ	区市町村立病院	385
(2)	公的医療機関等2025プラン策定病院	386
ア	特定機能病院	387
イ	地域医療支援病院	390
ウ	公社病院	393
エ	公的医療機関等2025プラン策定対象病院 (特定機能病院、地域医療支援病院、公社病院を除く。)	396
(3)	民間病院、診療所、薬局等(地域医療構想実現を目指す医療提供施設)	
ア	民間病院	397
イ	一般診療所・歯科診療所	399
ウ	薬局	402
エ	訪問看護ステーション	405
第3節	保険者の果たすべき役割	407
第4節	都民の果たすべき役割	411

## 第3部 資料編

第1章 国指針による指標等及び本計画における 評価指標一覧	417
1 二次保健医療圏別病床稼働率及び退院調整部門の設置割合	418
2 国指標	419
3 本計画における評価指標一覧	436
第2章 二次保健医療圏別保健医療の概況	441
各種データの出典について	442
1 区中央部保健医療圏	444
2 区南部保健医療圏	452
3 区西南部保健医療圏	460
4 区西部保健医療圏	468
5 区西北部保健医療圏	476
6 区東北部保健医療圏	484
7 区東部保健医療圏	492
8 西多摩保健医療圏	500
9 南多摩保健医療圏	508
10 北多摩西部保健医療圏	516
11 北多摩南部保健医療圏	524
12 北多摩北部保健医療圏	532
13 島しょ保健医療圏	540
第3章 各種基礎データ	549
1 人口・人口動態等	550
2 傷病と受療の状況	554
3 保健医療資源の状況	555
第4章 その他	571
1 東京都保健医療計画（第六次改定）の検討経過	572
2 東京都保健医療計画推進協議会等委員名簿	573
3 東京都地域医療構想（平成28年7月策定）の概要	576